

最低制限価格と低入札調査基準価格の設定方法等の変更について

令和2年3月5日

長野市財政部契約課

1 「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の設定方法等の変更について

(1) 「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の適用範囲の変更

ア 建設工事

設定方法	現 行	変更後
最低制限価格	設計金額 22.9 億円未満	設計金額 23 億円未満
低入札調査基準価格	設計金額 22.9 億円以上 総合評価落札方式 その他特殊な建設工事	設計金額 23 億円以上 総合評価落札方式 その他特殊な建設工事

イ 測量等工事に係る業務委託等（一般の業務委託を含む）

設定方法	現 行	変更後
最低制限価格	設計金額 2 億 2 千万円未満	設計金額 2 億 3 千万円未満
低入札調査基準価格	設計金額 2 億 2 千万円以上	設計金額 2 億 3 千万円以上

(2) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定範囲及び算定基準の変更

ア 設定範囲

(7) 最低制限価格

a 建設工事

	予定価格	現 行	変更後
設定範囲	2 億円未満	予定価格の 87.5～92.5%	予定価格の 89.5～94.5%
	2 億円以上	予定価格の 82.5～87.5%	

b 一般の業務委託

	現 行	変更後
設定範囲	予定価格のおおよそ 80.0%	予定価格の 85.0～90.0%

※なお、工事に係る業務委託については、変更はありません。（予定価格の 85.0～90.0%）

※具体的な算定基準は、非公表とします。

(1) 低入札調査基準価格

a 建設工事

	現 行	変更後
設定範囲	予定価格の 70.0～90.0%	予定価格の 89.5～94.5%

※なお、業務委託等については、今回、変更はありません。

※具体的な算定基準は、非公表とします。

2 実施時期

令和2年4月1日以降に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。